

国民年金保険料の収納業務を

民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れの方に対して、電話・文書・訪問などによる納付のご案内や免除などの申請手続きのご案内を、**民間事業者へ委託**しています。

振り込め詐欺 などにご注意!

委託事業者が電話により納付のご案内を行う場合は、お客様との納付状況を確認しながら、厚生労働省（日本年金機構）が発行する納付書により、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで保険料を納めていただくよう依頼します。このため、**銀行の口座番号を指定し、ATMの操作により保険料の振り込みをお願いすることはありませ**ん。

委託事業者の「納付督促員」が訪問して保険料をお預かりする場合は、身分証（納付督促員証）を提示し、厚生労働省（日本年金機構）が発行する納付書をお持ちの方に限り、保険料をお預かりすることが可能となっています。

問 土浦年金事務所（土浦市下高津2-7-29） ☎029-824-7121

ご案内させていただく委託事業者
(土浦年金事務所)

(株)アイ・シー・アール
バックスグループ共同企業体

お問い合わせ先、発信専用番号いずれも同じ
0954-69-1600

平成22年10月から事業者が変わりました。

ら、保険料をお預かりすることは決してありません。

税務署からのお知らせ

相続または贈与などに係る生命保険契約や損害保険契約などに基づく年金の税務上の取扱の変更について

このたび、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方となつては、その納めすぎとなります。お手数をおかけしますが、必要な手続き（更生の請求または確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や、所得税の還付の手続きについては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早めの手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が

相続税や贈与税の課税対象となる

平成24年4月設立に向け始動!

総合型地域スポーツクラブについて!

「誰でも」「いつでも」「世代を超えて」「好きなレベルで」「いろいろなスポーツを」楽しめる地域のコミュニティが、総合型地域スポーツクラブです。地域住民の皆さんのアイディアによって、自主的に運営されるため、クラブのメンバー構成や実施される種目は、クラブによってさまざまです。地域の特徴を活かし、地域の皆さんの

る場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかつた方も対象となります。

問 土浦税務署 ☎029-822-1100

ニーズに合ったクラブを、地域住民の手で創るのです。

参加した住民の一人ひとりが、クラブにおいては、運動・スポーツをする側だけでなく、指導する側・運営する側、といろいろな関わり方を持ち、性別・世代を超えて、クラブを中心に人と人が豊かにつながり合うことができる、地域の新しいコミュニティです。

問 総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会 ☎58-4005

農振除外の申請について

農振法に基づく農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内の土地を、農用地等以外の用途にする場合には、農用地区域から除外する手続きが必要です。

市では、今年度、農用地区域内農地の除外申請を次のとおり受け付けします。転用事業計画のある方は、受付期間内（期限厳守）に申請願います。なお、申請書類に記入漏れ、または不備などがある場合には、それらの修正を行ってからでないと受け付けすることができませんので、事前に市農政課まで相談されるようお願いいたします。

▼12月受付期間=12月1日(水)~28日(火)
▼平成23年4月受付期間=23年4月1日(金)~28日(木)

※土・日・祝日は除く

申 問 谷和原庁舎農政課 ☎58-2111 (内線8152)